

原則
20～64歳
が対象

マンガでわかる

障害年金

受給資格があるのに受給できていない人多数…

会社に行けない…

進学を控えた子がいるのに

私のパートの給料だけじゃ足りない…

そういう時でもご安心ください
収入減を補い
以後の生活を
支えるものが
『**障害年金**』です
ほとんどの病気が
対象になります





母さん
弁当まだ？
遅刻しちゃうよ

長男
佐藤 光 (高2)

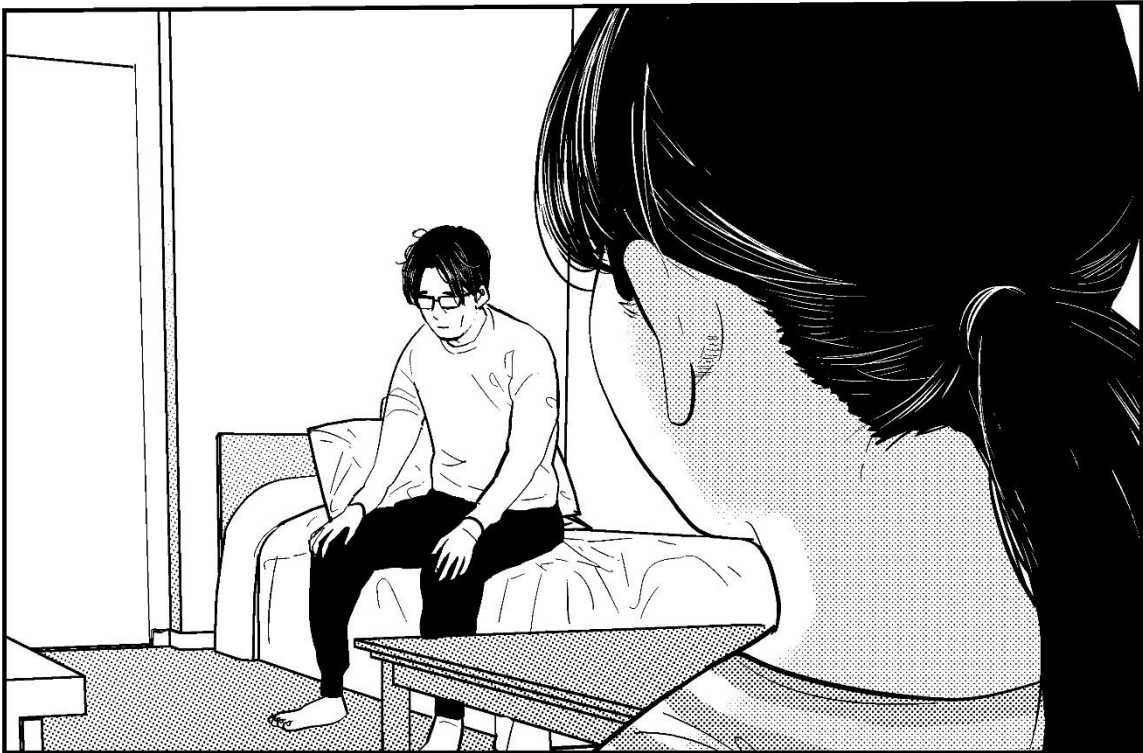
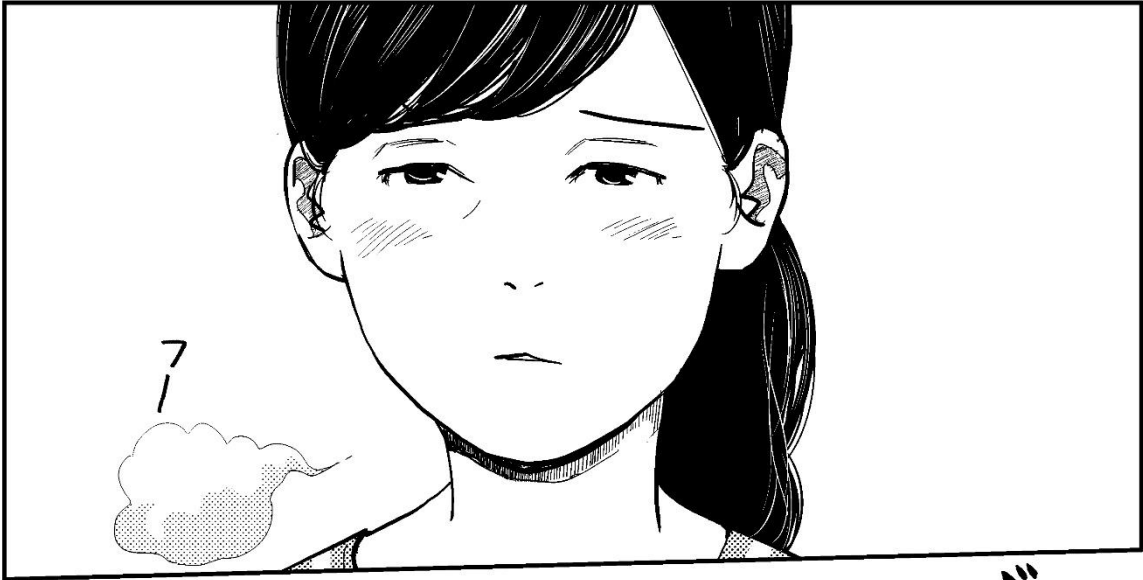


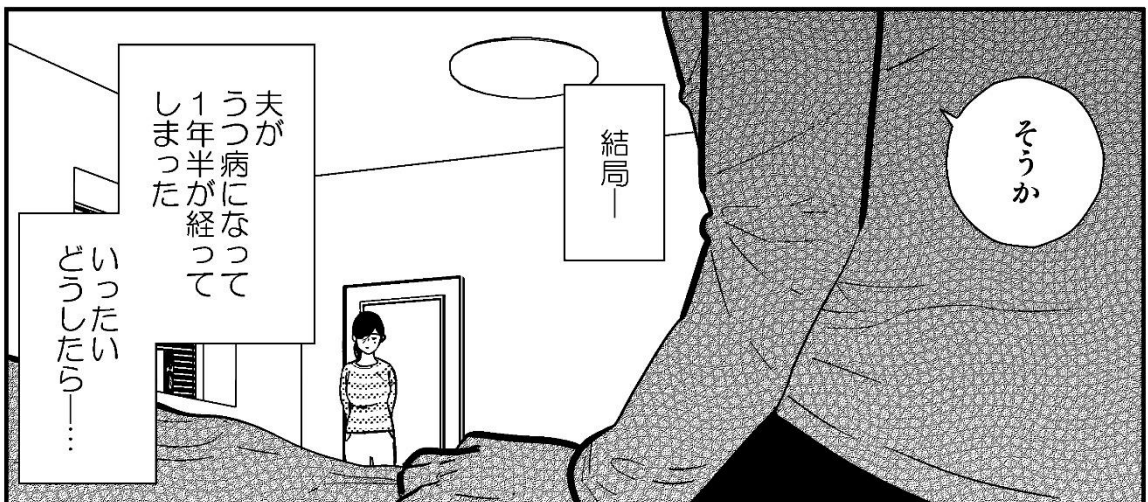
長女
佐藤 美里(中3)

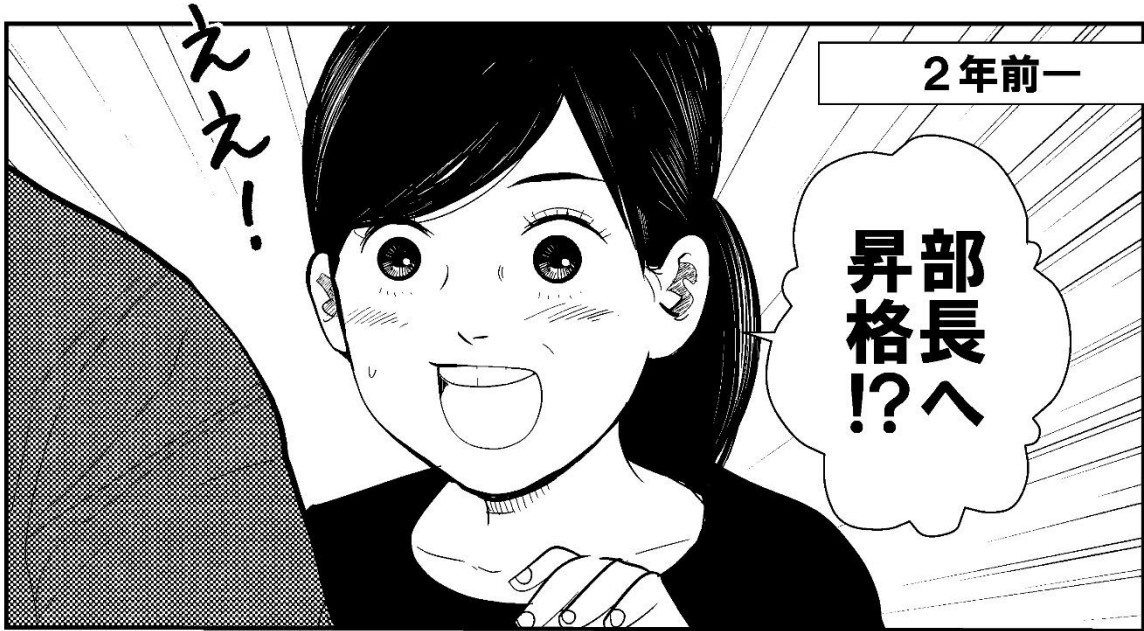


母
佐藤 裕子(40)









2年前一

部長へ
昇格!?

ええ!



今日辞令を
もらったよ

任せられた
案件
全部成功
させたからな

すごいわ!
がんばったわね
あなた!

これで
給料もアップ
家のローンも
繰り上げ返済
開始だ!



これから
会社泊まりも
増えるから
家のこと
頼んだよ

なにせー



子供
たちは?

美里は
明日バレーの
練習試合だから
もう寝たけど

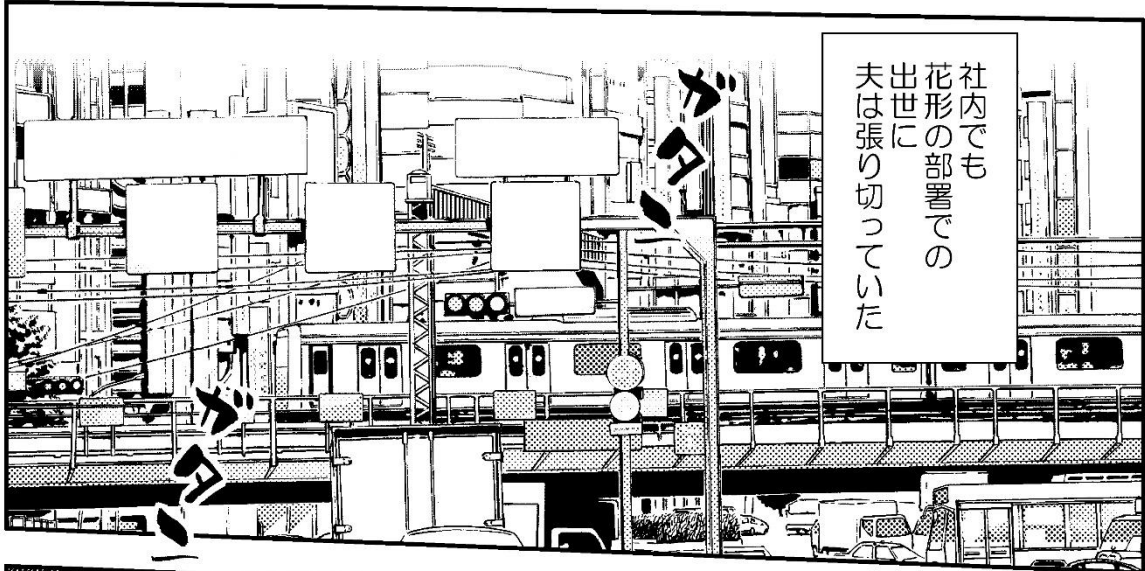
光は
明日全国模試
だから今日は
寝れないって



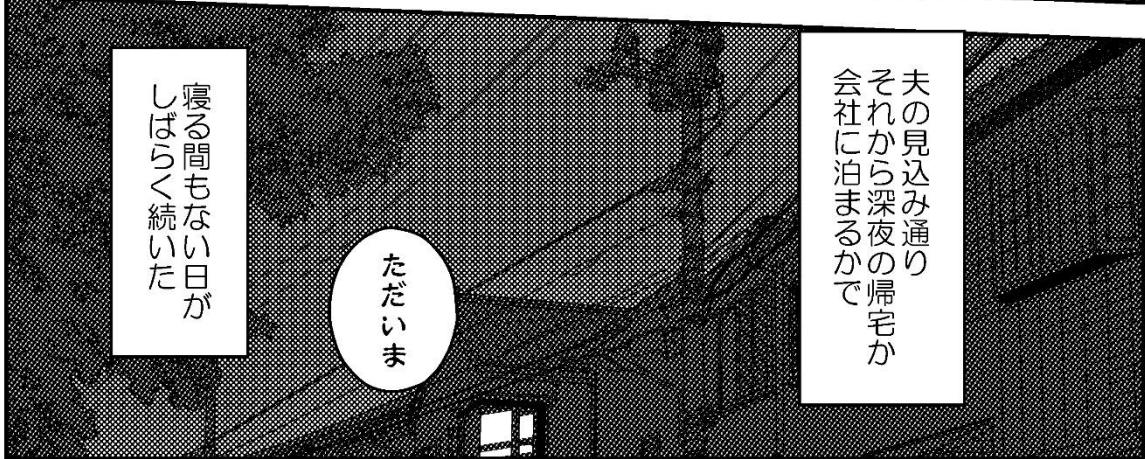
任せて



今後より一層の奨励に期待するって言われちゃったからさ



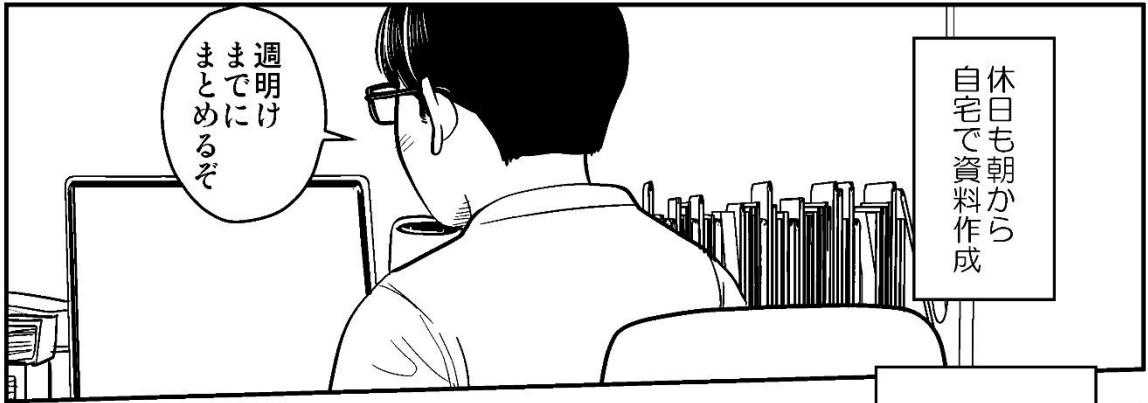
社内でも花形の部署での出せに夫は張り切っていた



寝る間もない日
しばらく続いた

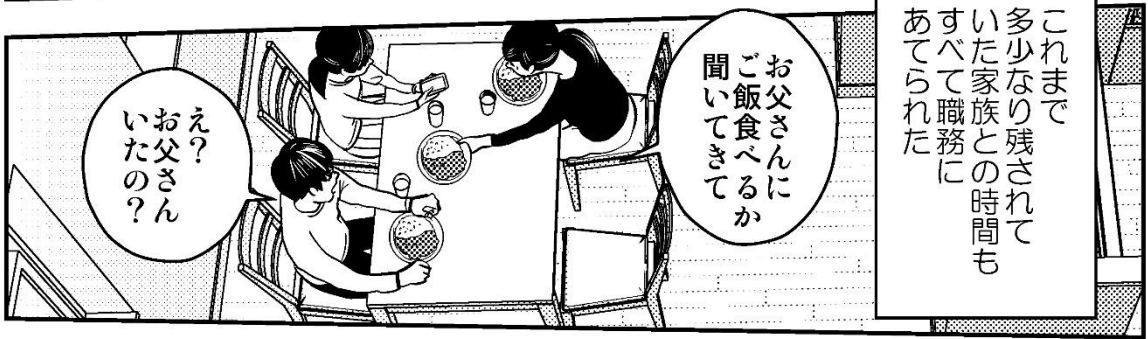
ただいま

夫の見込み通り
それから深夜の帰宅が
会社に泊まるまで



週明け
までに
まとめるぞ

休日も朝から
自宅で資料作成



え？
お父さん
いたの？

お父さんか
ご飯食べるか
聞いてきて

これまでに
多少なり残されて
いた家族との時間も
すべて職務に
あてられた



今度外資系の
役員が集まる場で
プレゼンを
任されてるんだ

社運を
背負ってる
何が何でも
成功させなきゃ！

それでも
肩書と
責任のある仕事に
やりがいを感じ
はつらつとした表情の
夫だったが



いつからか

ねえ
あなたたちよつと
痩せてきたん
じゃない？

夫は食欲が減り
寝付けない日々が
続くようになった



ほら2人とも遅刻するよ

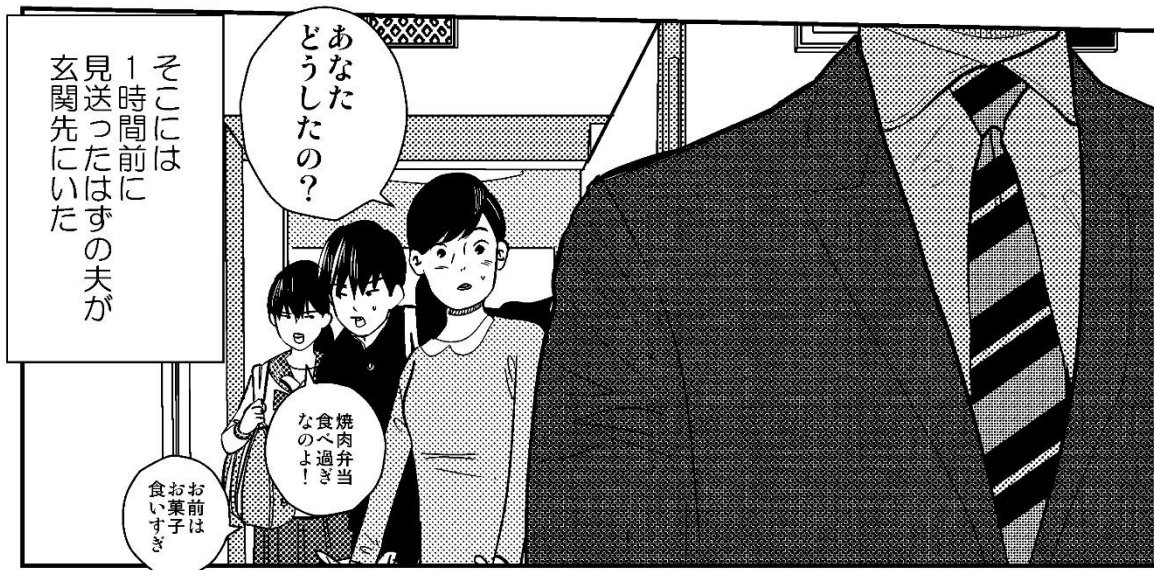
今日は焼肉弁当買って!

ごめんお弁当間に合わない!

そしてついにその日は来てしまった



え?

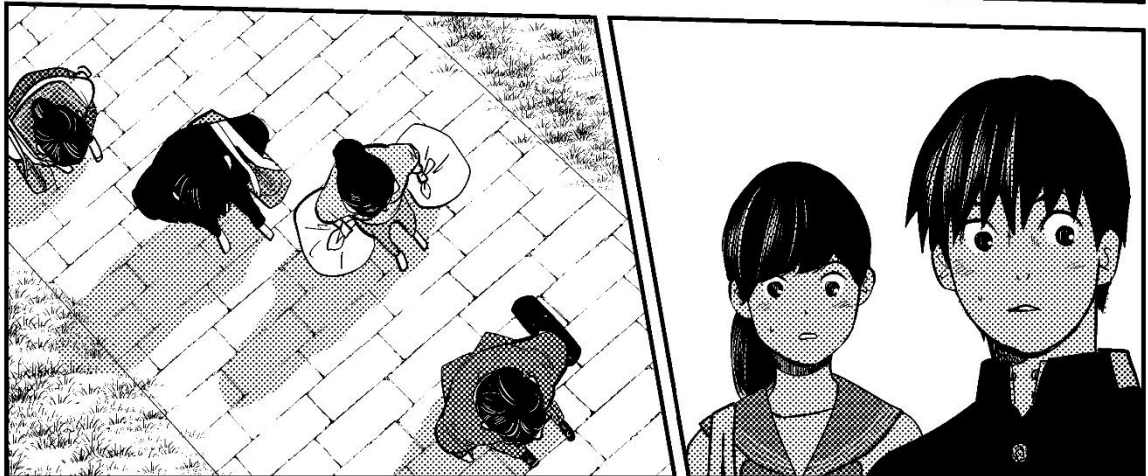
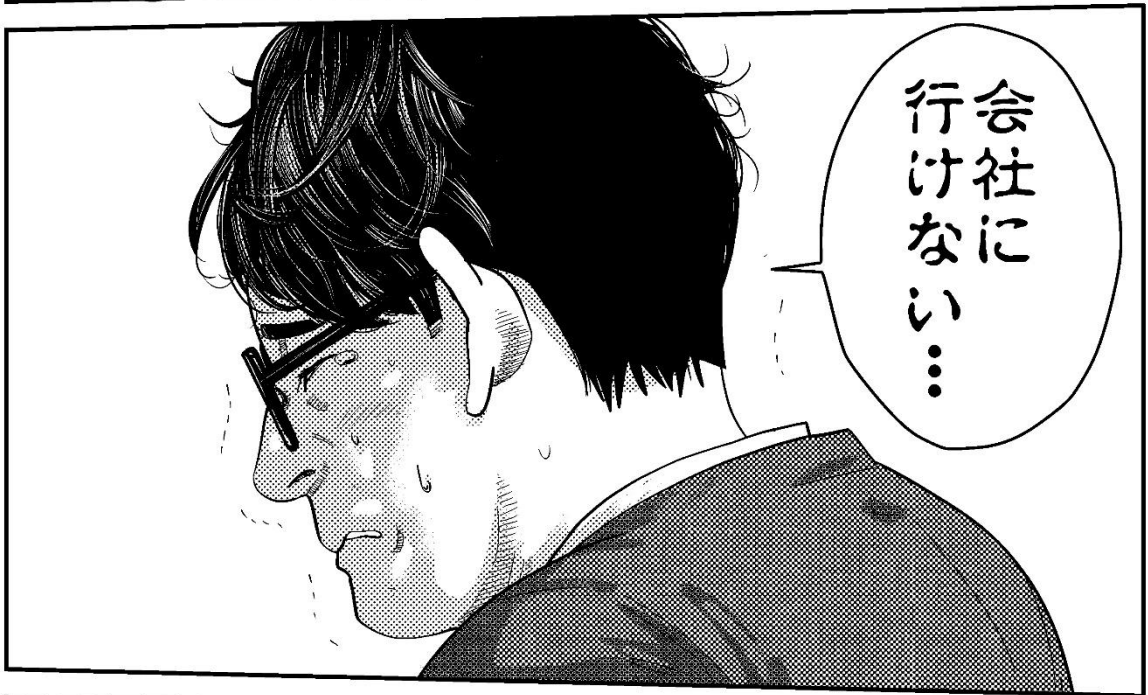
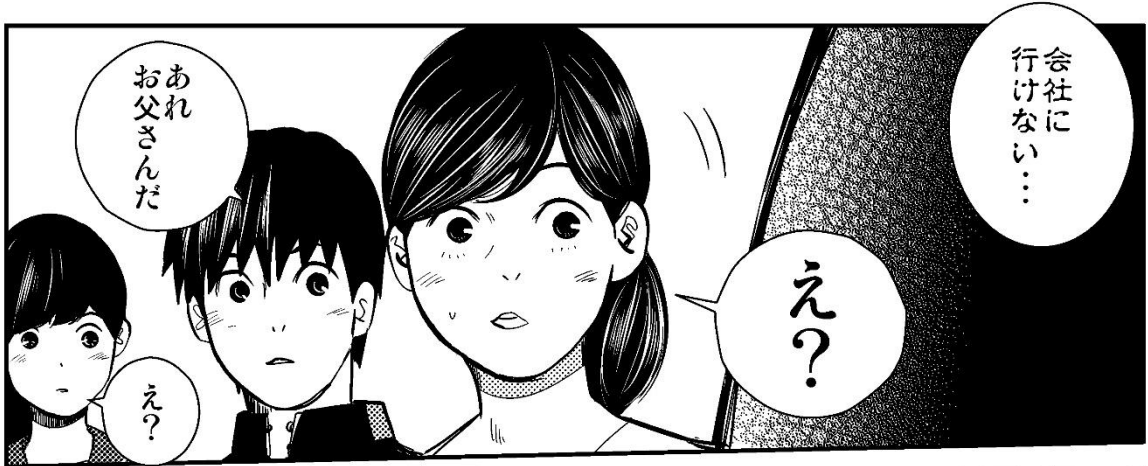


あなたどうしたの?

焼肉弁当食べ過ぎなのよ!

そこには1時間前に見送ったはずの夫が玄関先にいた

お前は菓子食いすぎ





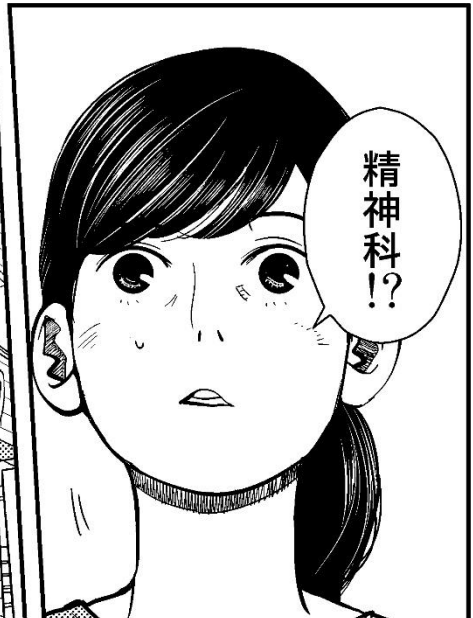
嫌な予感がした私は
すぐに
夫をかかりつけの
内科医院に
連れて行った

強い
ストレス性の
症状が伺えます

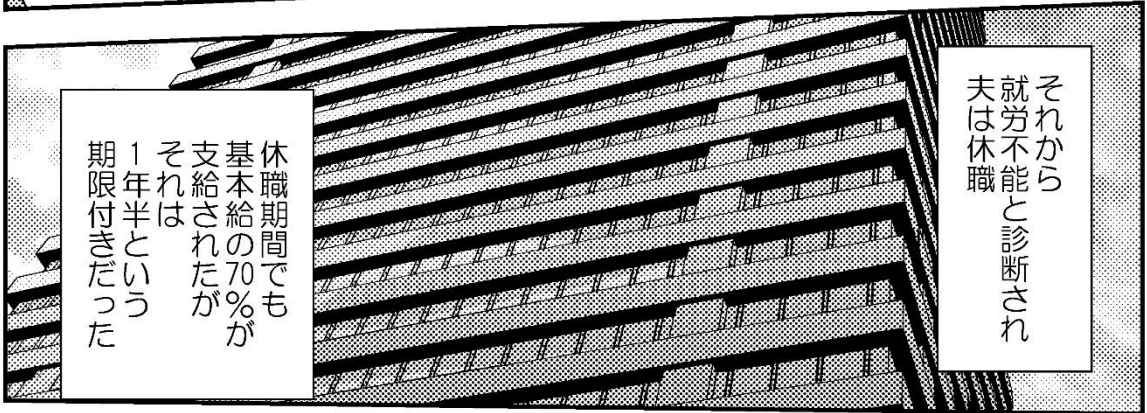
紹介状を
書きますから
すぐに精神科へ
行ってください

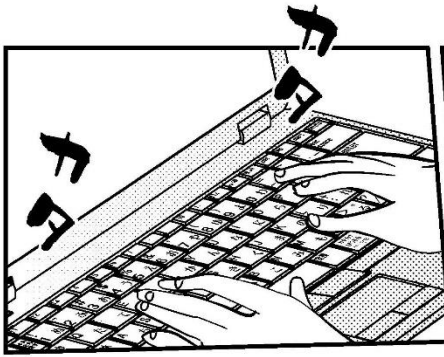


そして
紹介された
メンタルクリニックで
予感の中した



精神科!?

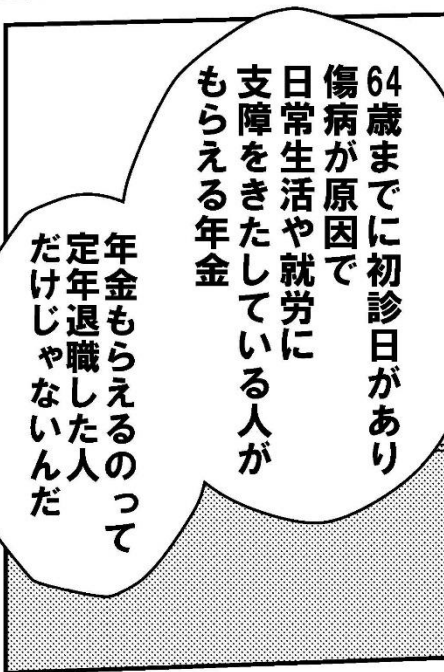




ネットで
検索してみよう



何か公的な
支援を
受けられ
ないかしら…



障害年金？

64歳までに初診日があり
傷病が原因で
日常生活や就労に
支障をきたしている人が
もらえる年金

年金もらえるのって
定年退職した人
だけじゃないんだ



早速
年金事務所に
行ってみよう



こちらが
請求手続きの
書類一式と
なります



「受診状況等証明書」？
「病歴就労状況等申立書」？

請求の手続きを
するだけで
こ…こんなに
たくさん書類が
必要なんですか…？

はい

もしお一人での
作成が困難な方は
社会保険労務士などを
頼られますよ



社会保険
労務士？

後日一

私はすぐにネットで検索し
自宅から近い
障害年金専門の
社労士事務所へかけこんだ

障害年金は
次の3つの要件を
満たしていれば
受給できます

3つの
要件!?

社会保険労務士

①初診日要件
現在の傷病につながる前兆症状を訴えて
初めて病院を受診した日を証明できること



②年金保険料納付要件 一定期間以上の年金を納めている

障害年金の請求手続きにはご病気の重症度の判定前に年金保険料納付要件があり

初診日より前に一定の年金保険料を納めていないと申請ができません

20歳

初診日

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付

直近1年間に未納がない

なるほど

初診日の前々月から遡って1年間に未納がないことが要件です

夫はずっと同じ会社に勤務して厚生年金保険料が給与から天引きされていました

では問題ありませんね

でもこの1年間に未納がある場合はどうなるんですか？

その場合は20歳からの初診日の前々月までのトータル期間の内

3分の2の期間年金保険料を納めていけば大丈夫です

20歳

初診日

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	免除



$\text{納付済期間} + \text{免除期間} \geq \text{被保険者期間の} \frac{2}{3}$
 (20歳～初診日の前々月)

※①②のいずれの場合も初診日以降にさかのぼって免除の手続き・納付をした場合、未納とみなされます。
 ※20歳前に初診日がある場合は、年金保険料納付要件は問われません。

初診日以前の年金保険料納付要件はどちらかを満たしていることが条件ですが

あくまでも初診日以前の保険料納付であり初診日以降については問われません

わかりました

③ 障害状態要件

「日常生活及び就労に支障をきたしている」

初診日
(内科を受診した日)

障害認定日



↑
障害に該当

障害年金には
初診日から1年6カ月は
治療やリハビリにより
ご病気が
回復するの
悪化するの
様子を見る期間が設けられています



そうなんです
この1年6カ月を
経過した日が
障害認定日となり



日本年金機構が公開している
等級判定ガイドラインに沿って
ご主人が障害等級に該当するの
どうかおおまかな目安を
確認できます

障害の状態	障害の状態
<p>障害の程度 1 級</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.04以下のも 2. 両眼の視力が100デシベル以上のもの 3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4. 両上肢のすべての指を欠くもの 5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 7. 両下肢を足関節以上で欠くもの 8. 身体の機能に著しい障害を有するもの 9. 前番号に掲げるもののほか、身体の機能に著しい障害又は長期にわたる状態が必要とする病状が前番号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 10. 精神の障害であって、前番号と同程度以上と認められる程度のもの 11. 身体の機能の障害が著しくは病状又は精神の障害が著重である状態であって、その状態が前番号と同程度以上と認められる程度のもの 	<p>障害の程度 3 級（厚生年金保険のみ）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.1以下に減じたもの 2. 両眼の視力が40センチメートル以上では通常の視力を辨することができず、恒久的に減じたもの 3. そろく又は両眼の機能に著しい障害を有するもの 4. 両眼の視力が90デシベル以上のもの 5. 一上肢の三大関節のうち、二関節の機能を喪失したもの 6. 一上肢のすべての指を欠くもの 7. 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 8. 一上肢の機能を著しい障害を有するもの 9. 一上肢のすべての指を欠くもの 10. 一上肢の機能を著しい障害を有するもの 11. 両上肢のおよびひざと足関節を欠くもの 12. 両上肢のおよびひざと足関節の機能を著しい障害を有するもの 13. 両上肢の機能を著しい障害を有するもの 14. 両上肢の機能を著しい障害を有するもの 15. 両上肢の機能を著しい障害を有するもの 16. 両上肢の機能を著しい障害を有するもの 17. 両上肢の機能を著しい障害を有するもの 18. 両上肢の機能を著しい障害を有するもの 19. 両上肢の機能を著しい障害を有するもの 20. 両上肢の機能を著しい障害を有するもの 21. 両上肢の機能を著しい障害を有するもの 22. 両上肢の機能を著しい障害を有するもの <p>厚生年金保険法施行令別表第1より</p>
<p>障害の程度 2 級</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.05以下0.09以下のも 2. 両眼の視力が90デシベル以上のもの 3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4. そろく又は両眼の機能に著しい障害を有するもの 5. 両上肢のおよびひざと足関節を欠くもの 6. 両上肢のおよびひざと足関節の機能を著しい障害を有するもの 7. 両上肢の機能を著しい障害を有するもの 8. 一上肢の機能を著しい障害を有するもの 9. 一上肢のすべての指を欠くもの 10. 一上肢の機能を著しい障害を有するもの 11. 一上肢の機能を著しい障害を有するもの 12. 一上肢の機能を著しい障害を有するもの 13. 一上肢の機能を著しい障害を有するもの 14. 一上肢の機能を著しい障害を有するもの 15. 一上肢の機能を著しい障害を有するもの 16. 一上肢の機能を著しい障害を有するもの 17. 一上肢の機能を著しい障害を有するもの 18. 一上肢の機能を著しい障害を有するもの 19. 一上肢の機能を著しい障害を有するもの 20. 一上肢の機能を著しい障害を有するもの 21. 一上肢の機能を著しい障害を有するもの 22. 一上肢の機能を著しい障害を有するもの <p>厚生年金保険法施行令別表第2より</p>	<p>障害手当金（厚生年金保険のみ）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.6以下に減じたもの 2. 一眼の視力が0.1以下に減じたもの 3. 両眼の視力が二分之一以上減じたもの又は両眼の視野が40センチメートル以上のものに著しい障害を有するもの 4. 両眼の視力が二分之一以上減じたもの又は両眼の視野が40センチメートル以上のものに著しい障害を有するもの 5. 両眼の視力が二分之一以上減じたもの又は両眼の視野が40センチメートル以上のものに著しい障害を有するもの 6. 両眼の視力が二分之一以上減じたもの又は両眼の視野が40センチメートル以上のものに著しい障害を有するもの 7. 両眼の視力が二分之一以上減じたもの又は両眼の視野が40センチメートル以上のものに著しい障害を有するもの 8. 両眼の視力が二分之一以上減じたもの又は両眼の視野が40センチメートル以上のものに著しい障害を有するもの 9. 両眼の視力が二分之一以上減じたもの又は両眼の視野が40センチメートル以上のものに著しい障害を有するもの 10. 両眼の視力が二分之一以上減じたもの又は両眼の視野が40センチメートル以上のものに著しい障害を有するもの 11. 両眼の視力が二分之一以上減じたもの又は両眼の視野が40センチメートル以上のものに著しい障害を有するもの 12. 両眼の視力が二分之一以上減じたもの又は両眼の視野が40センチメートル以上のものに著しい障害を有するもの 13. 両眼の視力が二分之一以上減じたもの又は両眼の視野が40センチメートル以上のものに著しい障害を有するもの 14. 両眼の視力が二分之一以上減じたもの又は両眼の視野が40センチメートル以上のものに著しい障害を有するもの 15. 両眼の視力が二分之一以上減じたもの又は両眼の視野が40センチメートル以上のものに著しい障害を有するもの 16. 両眼の視力が二分之一以上減じたもの又は両眼の視野が40センチメートル以上のものに著しい障害を有するもの 17. 両眼の視力が二分之一以上減じたもの又は両眼の視野が40センチメートル以上のものに著しい障害を有するもの 18. 両眼の視力が二分之一以上減じたもの又は両眼の視野が40センチメートル以上のものに著しい障害を有するもの 19. 両眼の視力が二分之一以上減じたもの又は両眼の視野が40センチメートル以上のものに著しい障害を有するもの 20. 両眼の視力が二分之一以上減じたもの又は両眼の視野が40センチメートル以上のものに著しい障害を有するもの 21. 両眼の視力が二分之一以上減じたもの又は両眼の視野が40センチメートル以上のものに著しい障害を有するもの 22. 両眼の視力が二分之一以上減じたもの又は両眼の視野が40センチメートル以上のものに著しい障害を有するもの <p>厚生年金保険法施行令別表第3より</p>

食事や身の清潔保持
他人との意思疎通
金銭管理など日常生活に関する
7項目にどれ位の支障を
きたしているかが判定の目安になります



また初診日に加入していた年金制度が国民年金か厚生年金かによって支給額と等級の設定が異なります

← 重い 障害の程度 軽い →

厚生年金	障害厚生年金1級 <small>厚生年金保険料と支払期間による 報酬比例額×1.25</small>	障害厚生年金2級 <small>厚生年金保険料と支払期間による 報酬比例額</small>	障害厚生年金3級 <small>最低保証額 約58万円/年</small>	
	配偶者の加算 <small>約22万円/年</small>	配偶者の加算 <small>約22万円/年</small>	   	
国民年金	障害基礎年金1級 <small>約97.5万円/年</small>	障害基礎年金2級 <small>約78万円/年</small>		約140万円/年
	子の加算 <small>高校卒業まで 約22万円/年</small>	子の加算 <small>高校卒業まで 約22万円/年 18歳以下の子1人につき 約22万円</small>		

*最新の支給額は日本年金機構のHPをご覧ください。



請求手続きの流れ

①初診日の確定

②年金保険料の納付を確認

③受診状況等証明書の取得

④病歴・就労状況等申立書の作成

⑤診断書の作成

⑥年金請求書一式の提出

⑦審査

⑧審査結果の通知

(受給・年金証書/不支給・不支給の通知書)

⑨年金の振込

約1〜2カ月

3〜4カ月
(一年以上になることも)

審査結果が
届いてから
約1ヶ月半後

お
よ
そ
半
年
間

障害年金は
準備から受給まで
約半年程の
期間が掛かります

また代理取得が
可能な書類は
当事務所で
取得いたします





またこちらでは
病院の先生に
記載いただいた
診断書の内容を
チェックし

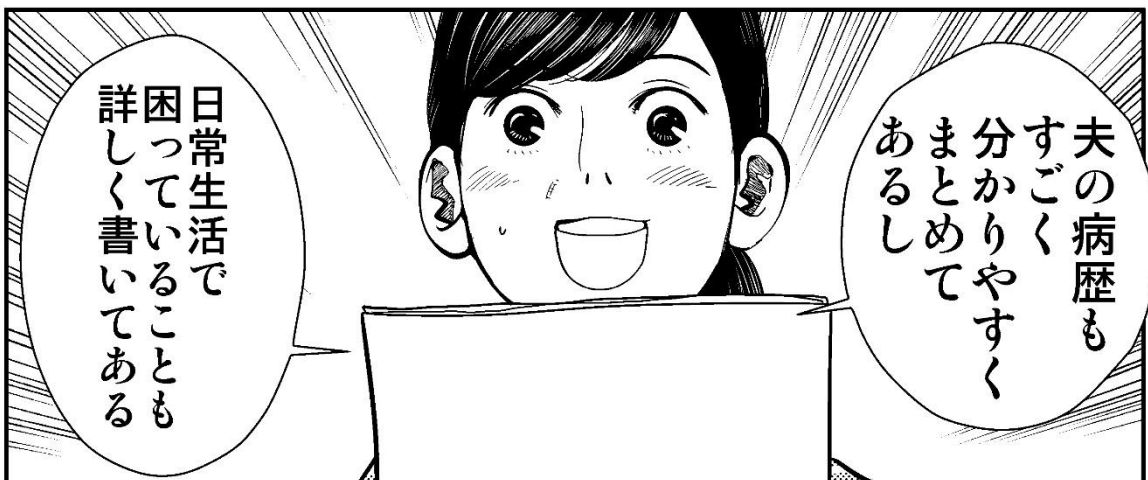
記入漏れや
修正箇所がないか
確認いたします



診断書の重症度が
実際の症状と照らし
合わせたのかも
合わせてチェック
いたします

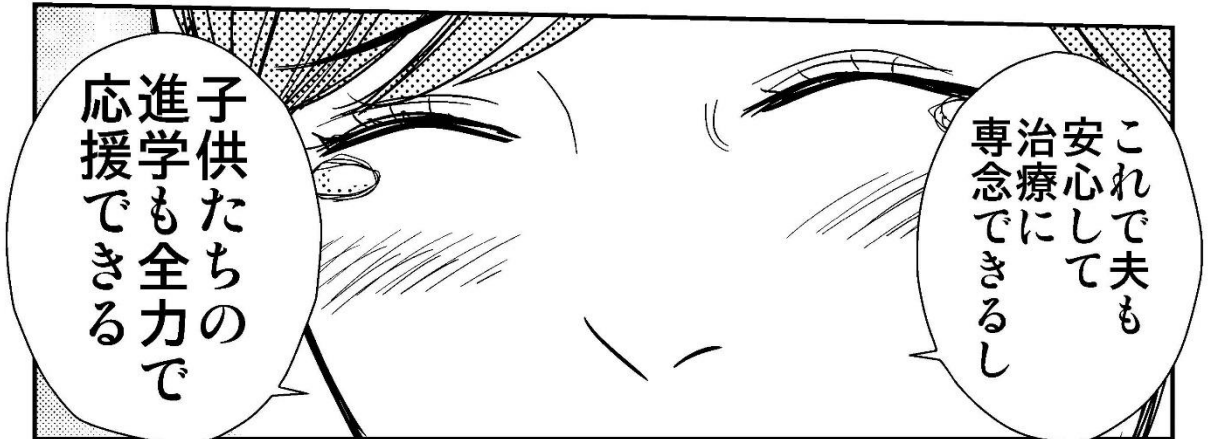
また
病歴就労状況等申立書の
作成の他
日常生活についての
補足資料をわかりやすく
まとめるなど

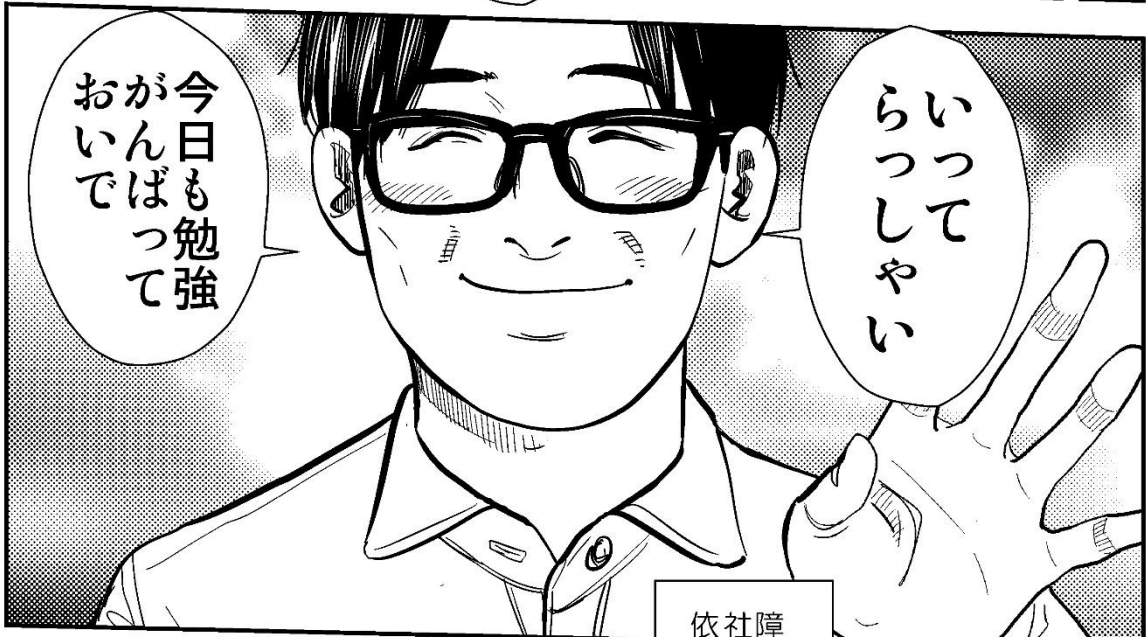
これらはすべて
当事務所で
代行いたします



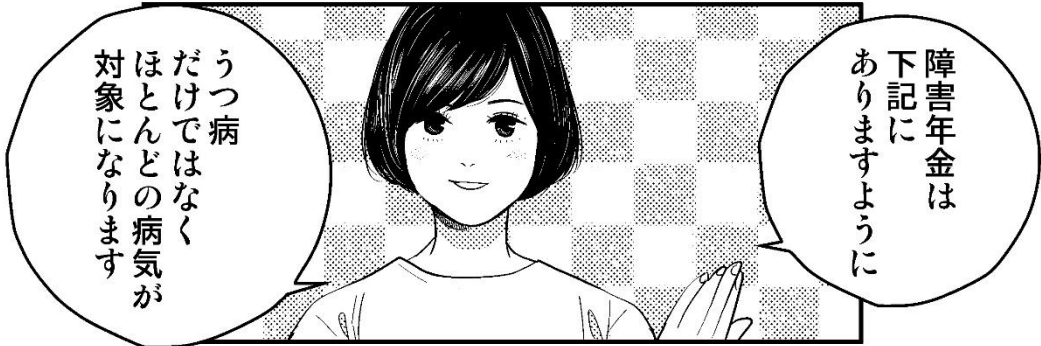
夫の病歴も
すごく
分かりやすく
まとめて
あるし

日常生活で
困っていることも
詳しく書いてある



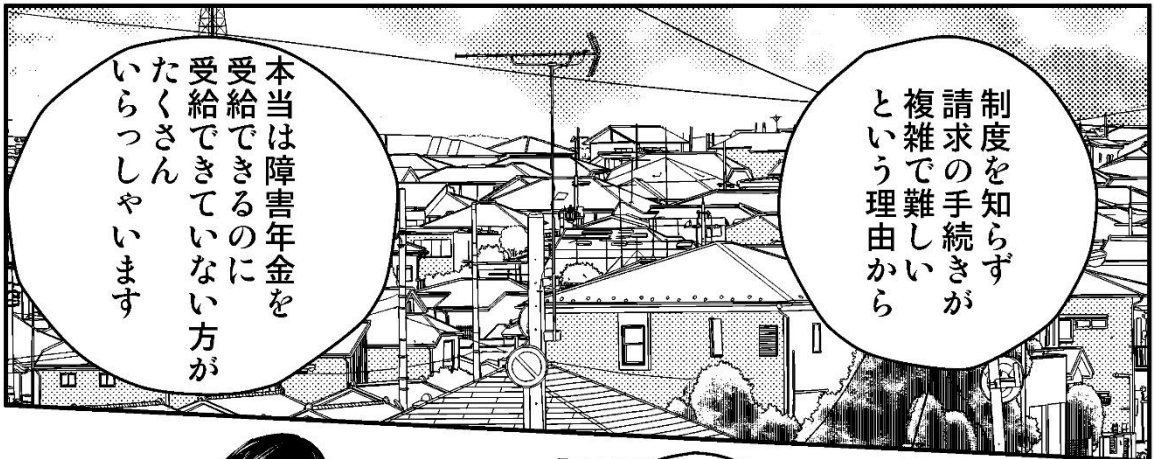


最後までご覧頂いたあなたへ



障害年金の対象となる主な傷病

眼	ブドウ膜炎、緑内障（パーチェット病によるもの含む）、白内障、眼球萎縮、網膜脈絡膜萎縮、網膜色素変性症、眼球萎縮、網膜はく離、腎性網膜症、糖尿病網膜症など
聴覚、平衡機能	感音性難聴、突発性難聴、神経性難聴、メニエール病、頭部外傷又は音響外傷による内耳障害、内耳障害など
鼻腔 口腔（そしゃく言語） 言語	外傷性鼻科疾患、上顎癌、上顎腫瘍、喉頭腫瘍、喉頭全摘出手術、失語症、脳血栓（言語）など
肢体の疾患	事故によるケガ（人工骨頭など）、人工関節、変形性股関節症、肺髄性小児麻痺、脳性麻痺脊柱の脱臼骨折、脳軟化症、くも膜下出血、脳梗塞、脳出血、脳血管障害、上肢または下肢の切断障害、重症筋無力症、上肢または下肢の外傷性運動障害、関節リウマチ、ピュルガー病、進行性筋ジストロフィー、脊髄損傷、パーキンソン病、強直性脊髄炎、脊髄の器質障害、ポストポリオ症候群など
精神疾患	うつ病、双極性障害、統合失調症、てんかん、知的障害、発達障害、アスペルガー症候群、高次脳機能障害、アルツハイマーなど
呼吸器疾患	気管支喘息、慢性気管支炎、肺結核、じん肺、膿胸、肺線維症、肺気腫、呼吸不全など
循環器疾患	心筋梗塞、心筋症、冠状僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、先天性疾患など
腎疾患	慢性腎炎、慢性腎不全、糖尿病性腎症、ネフローゼ症候群、慢性糸球体腎炎、人工透析など
肝疾患	肝炎、肝硬変、肝がんなど
糖尿病	糖尿病（難治性含む）、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症など糖尿病性と明示された全ての合併症など
血液	再生不良性貧血、溶血性貧血、血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症、白血病、悪性リンパ種、多発性骨髄腫、骨髄異形性症候群、HIV感染症など
その他	人工肛門、人工膀胱、尿路変更、クローン病、潰瘍性大腸炎、化学物質過敏症、白血病、周期性好中球減少症、HIV、乳癌・胃癌・子宮頸癌・膀胱癌・直腸癌等のがん全般、悪性新生物、脳脊髄液減少症、悪性高血圧、その他難病など



制度を知らず
請求の手続きが
複雑で難しい
という理由から

本当は障害年金を
受給できるのに
受給できていない方が
たくさん
いらっしゃいます



障害年金の請求で
一番大事なことは
不安を感じたり
わからない
ことがあるば

すぐに
専門家に
問い合わせる
ことです



専門家に
確認することで
障害年金の
請求手続きに
必要な書類が
スムーズに揃い
受給の可能性が
高くなります

1人で悩みを抱えず
当センターへご相談下さい
全力であなたに
寄り添います

※無料相談を行って
おりますので
ぜひご利用下さい



※無料相談の詳細については次のページをご覧ください

無断転載・複製を禁ずる